平成２５年（フ）第１２３５号
福岡市博多区那珂３丁目７番25号
債務者　浦野　　晃
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３６号
福岡市博多区那珂３丁目７番25号
債務者　浦野　周子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３６２号
福岡市中央区警固３丁目１番14号
債務者　山口美和子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３９４号
福岡市東区みどりが丘３丁目８番22号
債務者　島田　克巳
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４１８号
福岡市南区横手１丁目５番25―403号
債務者　浦田　祐太
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４２２号
福岡県糟屋郡宇美町宇美１丁目４番27号
債務者　松永由貴子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３２号
福岡県大野城市乙金東２丁目26番５号
債務者　高橋多恵子（旧姓二見）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３９号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目６番15号
債務者　番園　　廣
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４４０号
福岡県筑紫野市二日市西２丁目６番15号
債務者　番園　友子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４４５号
福岡県春日市下白水北６丁目150番地ハイツ白水Ｂ102号
債務者　小林美仙こと　鄭　　美仙
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４５０号
福岡県太宰府市国分５丁目24番33号ベル101号
債務者　和嶋　志保
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６４号
福岡県古賀市小竹839番地１
債務者　村木アイ子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６７号
福岡市中央区赤坂１丁目14番20―708号
債務者　高尾　隆一
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４７６号
福岡市城南区神松寺３丁目18番18号
債務者　平山　美喜
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９４号
福岡市東区筥松４丁目９番10―107号
債務者　熊谷　大輝
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９８号
福岡市早良区曙１丁目10番18―203号
債務者　〆野　亜美
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４９９号
福岡市南区清水２丁目20番４―201号
債務者　清水映三子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５０５号
福岡市東区原田４丁目30番27―802号
債務者　大渕こと　大淵　清利
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部